

国民健康保険に加入している皆さんへ

▶ 問い合わせ 国民健康保険グループ (☎⁰⁵1771)

令和2年度国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に送付します

◇ 令和2年度国民健康保険税額の計算方法

区分	①医療給付費分	②介護納付金分(40歳以上65歳未満の加入者がいる場合に算定)	③後期高齢者医療支援金等分
(A) 所得割	各加入者の課税標準額(令和元年中の所得-33万円)の合算×9.1%	40歳以上65歳未満の加入者の課税標準額(令和元年中の所得-33万円)の合算×2.5%	各加入者の課税標準額(令和元年中の所得-33万円)の合算×2.9%
(B) 均等割	世帯の加入者数×30,000円	40歳以上65歳未満の加入者数×8,700円	世帯の加入者数×8,400円
(C) 平等割	29,000円 (1世帯当たりの定額)	5,900円 (1世帯当たりの定額)	8,300円 (1世帯当たりの定額)
合計	(A)+(B)+(C)=①の納税額 (課税限度額63万円)	(A)+(B)+(C)=②の納税額 (課税限度額17万円)	(A)+(B)+(C)=③の納税額 (課税限度額19万円)
①+②+③=1年間の国民健康保険税額			

※国民健康保険税は世帯ごとに計算され、低所得世帯には保険税が軽減されます。

※地方税法施行令の一部改正に伴い、『医療給付費分』の課税限度額が61万円から63万円に、『介護納付金分』の納付限度額が16万円から17万円になりました。

医療費の抑制にご協力ください

国民健康保険に加入している皆さんが医療機関で支払う自己負担額以外の医療費は、皆さんが納めている国民健康保険税や国などからの交付金などで賄っており、医療費の増加は、国民健康保険税の値上げにつながります。

『かかりつけ医・かかりつけ薬局』を決めて検査・投薬などの重複を防ぐ、医療費が高く設定されている休日・夜間診療を避け、急病以外ではできるだけ平日の診療時間内に受診する、ジェネリック医薬品(後発医薬品)へ切り替えるなど、医療費抑制に向けた取り組みにご協力ください。

65歳以上の方の介護保険料について

▶ 問い合わせ 高齢・介護グループ (☎⁰⁵5720)

収入や市民税の課税状況に応じて10段階で算定している65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料について、市は、令和元年10月に実施された消費税率引き上げに伴い、市民税非課税世帯などの保険料軽減を強化するため、令和2年度における第1段階から第3段階までの保険料を改正しました。

令和2年度の年間保険料			令和元年度 年間保険料
保険料段階	対象となる方	年間保険料	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	15,400円	← 19,300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 	25,800円	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 	36,100円	

※第4～第10段階までの年間保険料は、令和元年度と変わりません。

※令和2年度の介護保険料は、前年の収入や課税状況などに基つき算定し、7月中旬に郵送でお知らせします。